

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	排出汚水量の認定及び減量認定		
根拠法令及び条項	那覇市下水道条例第36条～第38条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 那覇市下水道条例第36条～第38条 (別紙のとおり)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

那覇市下水道条例

(排出汚水量の認定)

第36条 排出汚水量の認定は、次に掲げるところによる。

- (1) 市水道事業による水道水を使用する場合は、その使用水量とする。
- (2) 前号以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用の態様その他の事情を考慮して、管理者が認定する。
- 2 市水道事業による水道水を使用する場合の排出汚水量の算定については、本市の水道使用水量の算定の例による。
- 3 第1項第2号の認定を受ける使用者は、管理者の指定する位置に計測のための装置を設置するものとする。ただし、管理者が設置の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(減量認定)

第37条 現に使用する水量のうち、散水、製氷等により公共下水道に排出しない水量があるときは、管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、次条で定めるところにより当該使用者の排出汚水量を認定するものとする。

- 2 前項の認定を受けようとする使用者は、管理者の指定する位置に計測のための装置を設置しなければならない。ただし、管理者が設置の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により認定を受けようとする使用者は、これを証明する書類を添えて、管理者に減量認定の申請書を提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 設置場所
 - (2) 図面
 - (3) 水道メーター番号
 - (4) その他管理者が定める事項
- 5 管理者は、第3項の申請書の内容を審査して、当該使用者の減量認定の可否を決定するものとする。

(排出汚水量の申告)

第38条 第36条第1項第2号及び前条第1項の認定を受ける使用者は、管理者の指定する日までに排出汚水量の申告書を提出しなければならない。ただし、管理者が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 設置場所
 - (2) 認定の根拠となる計測のための装置の名称及び指数
 - (3) 水道メーター番号
 - (4) その他管理者が定める事項
- 3 管理者は、第1項の申告書の内容を審査して、当該使用者の排出汚水量を認定するものとする。